

4. 事例3－習志野市（千葉県）

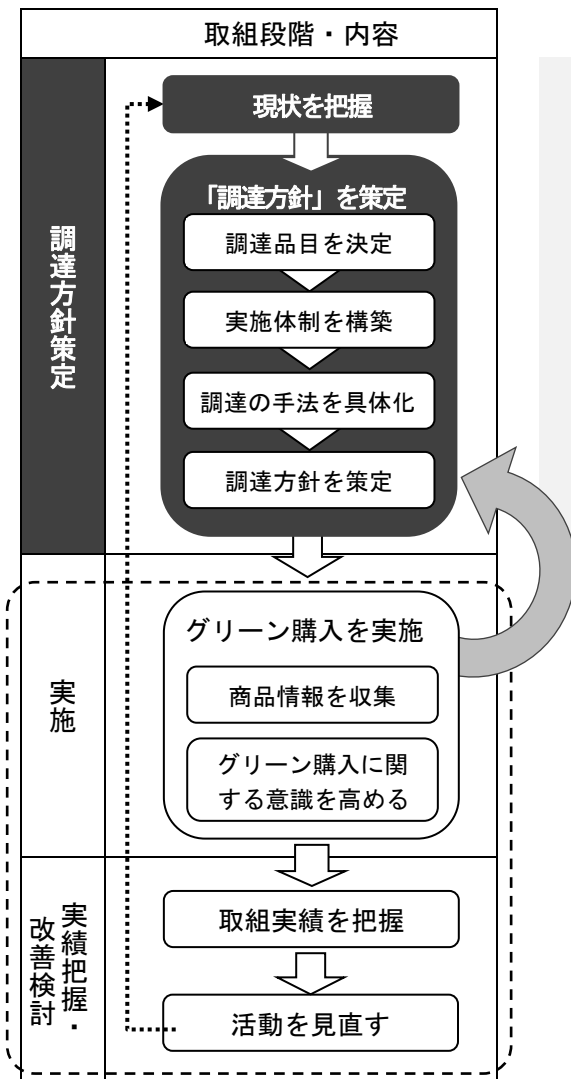
4. 1. 取組概要（グリーン購入）

【習志野市の取組のポイント】

グリーン購入法の基本方針に定められている特定調達品目及びその判断の基準に沿ってグリーン購入に取り組む事例です。調達する物品・サービスがグリーン購入法に適合しているかどうかを判断しやすいようにするために、他団体の取組事例を参考に判断基準を環境ラベル等でわかりやすく表記しました。

■グリーン購入調達方針の策定

<グリーン購入の事例>



習志野市の取組は「調達方針策定」に該当します。

既存の調達品目、仕様、体制、手順を調査



- ・対象品目の特定
- ・調達基準の設定
- ・運用体制の構築
- ・運用手順の設定



調達方針の策定

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、調達方針を改定します。

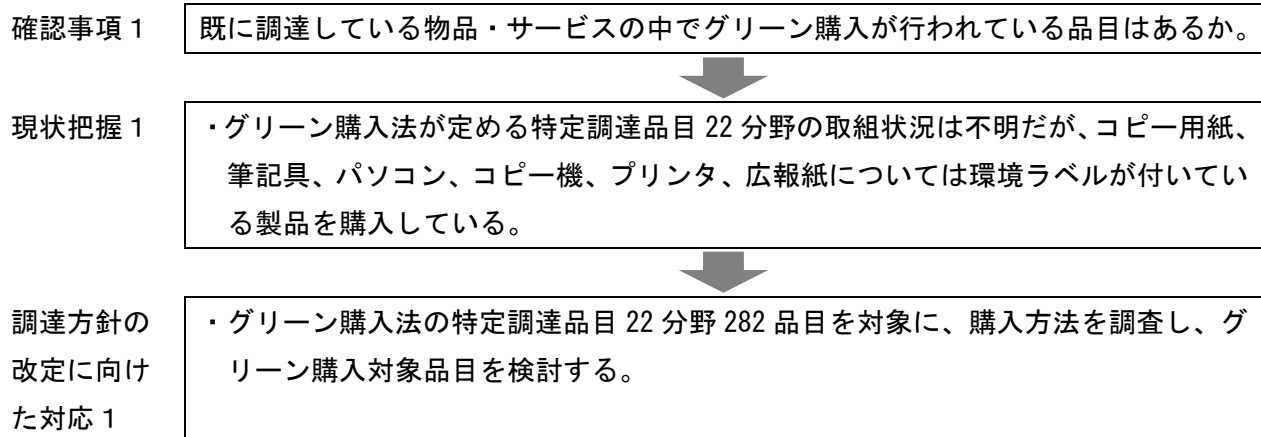
4. 2. 調達方針策定①ー現状を把握する

習志野市は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画「習志野市地球温暖化対策実行計画ー職員による第4次行動ー」に「グリーン購入」の推進を定めておりました。

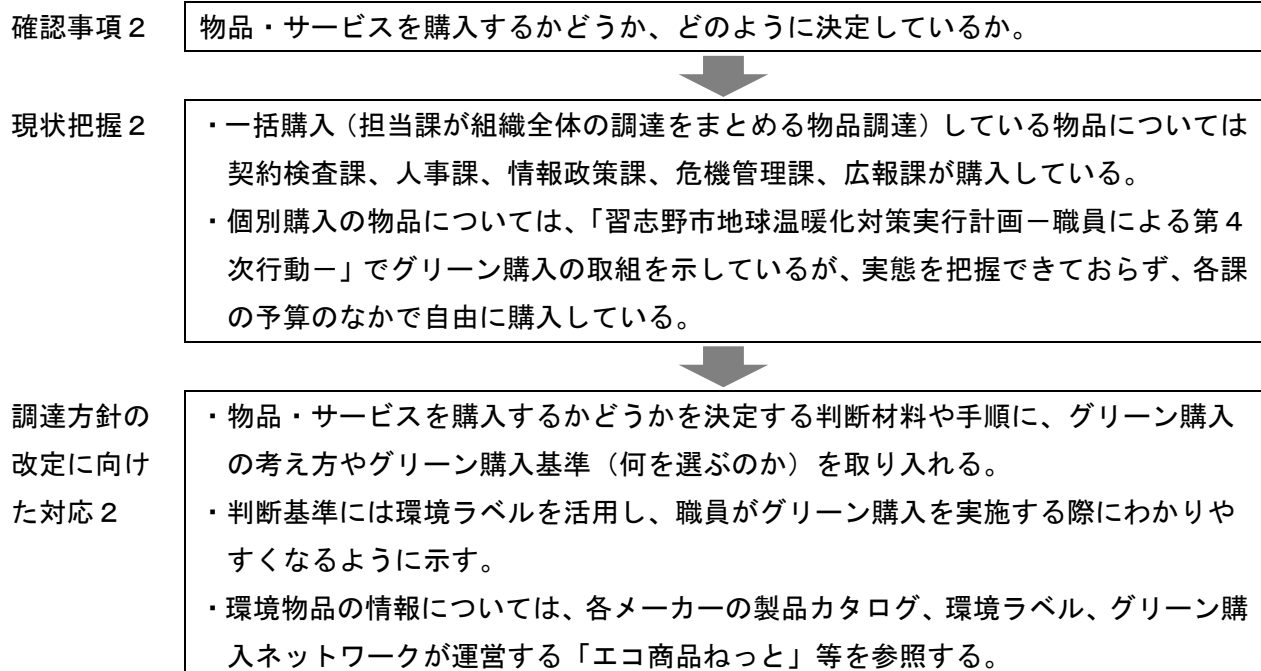
しかし、同市の事務事業の温室効果ガス削減の取組として、より具体的にグリーン購入を推進するには、包括的な方針やガイドラインが策定されていないため、組織的な取組の展開に課題がありました。

そこで、調達方針の策定にあたり、グリーン購入の位置付けや品目ごとの調達基準と調達担当課、調達方法や調達実績の集計有無等の実態の把握から取り組みました。

(1) 現在の対象品目



(2) 現在の調達仕様



(3) 現在の調達体制・手順

確認事項3

誰が物品・サービスを購入しているのか。

現状把握3

- ・環境政策課：方針の策定・改定、職員への周知、調達実績のとりまとめ
 - ・契約検査課：入札仕様書の作成、入札・契約事務
 - ・各課：入札を経ない物品購入、入札仕様書の作成、自課の調達実績の集計・報告
 - ・会計課：各課で購入した物品の支払い
- ・一括購入、個別購入の対象物品と担当課を確認した。
- 一括購入にあてはまる物品と担当部署
- 契約検査課：トイレトーパー、オフィス機器（シュレッダー）、携帯電話、家電製品（テレビ）、照明、自動車、消火器、その他繊維製品（旗）、ゴミ袋
- 人事課：オフィス家具等（机、椅子）
- 情報政策課：画像機器等、パソコン
- 危機管理課：災害備蓄用品
- 広報課：印刷（広報紙）
- 個別購入にあてはまる物品
- コピー用紙、ティッシュペーパー、文具類、オフィス家具、オフィス機器、家電製品、エアコン、温水機器等、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、公共工事、役務

調達方針の改定に向けた対応3

- ・一括購入を行っている物品・サービスについては、仕様書に判断基準を盛り込む。
- ・各課が自由に購入している物品・サービスについては、グリーン購入に該当するか判断する方法を調達方針に明記することを検討する。

(4) 現在の実績把握・公開方法

確認事項4

調達実績はどのように把握しているか。現状はどうか。

現状把握4

- ・一括購入を実施している品目の調達量を把握することが可能だが、現状、グリーン購入の実績として集計、把握を行っていない。

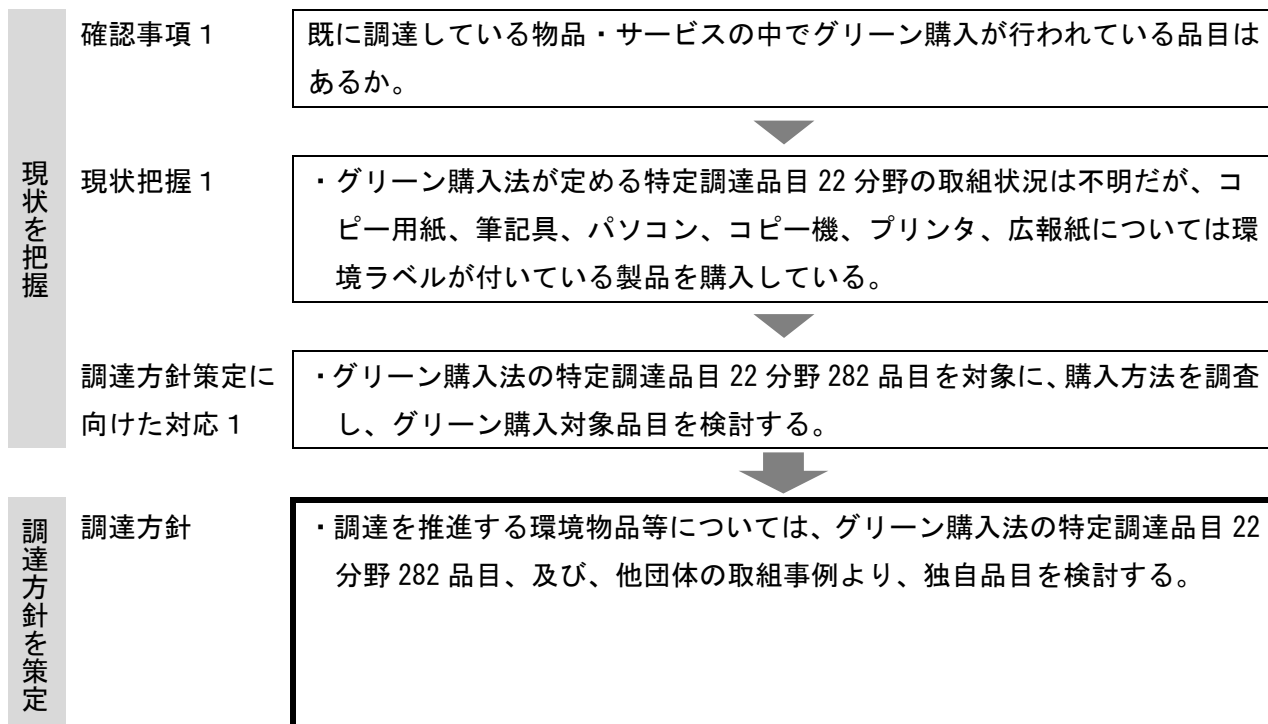
調達方針の改定に向けた対応4

- ・他の地方公共団体の取組を参考にする。例えば、各課が伝票を書く際、グリーン購入の有無を記録し、四半期ごとに各課が結果をExcel ファイル等にまとめ、報告する手法を検討する。

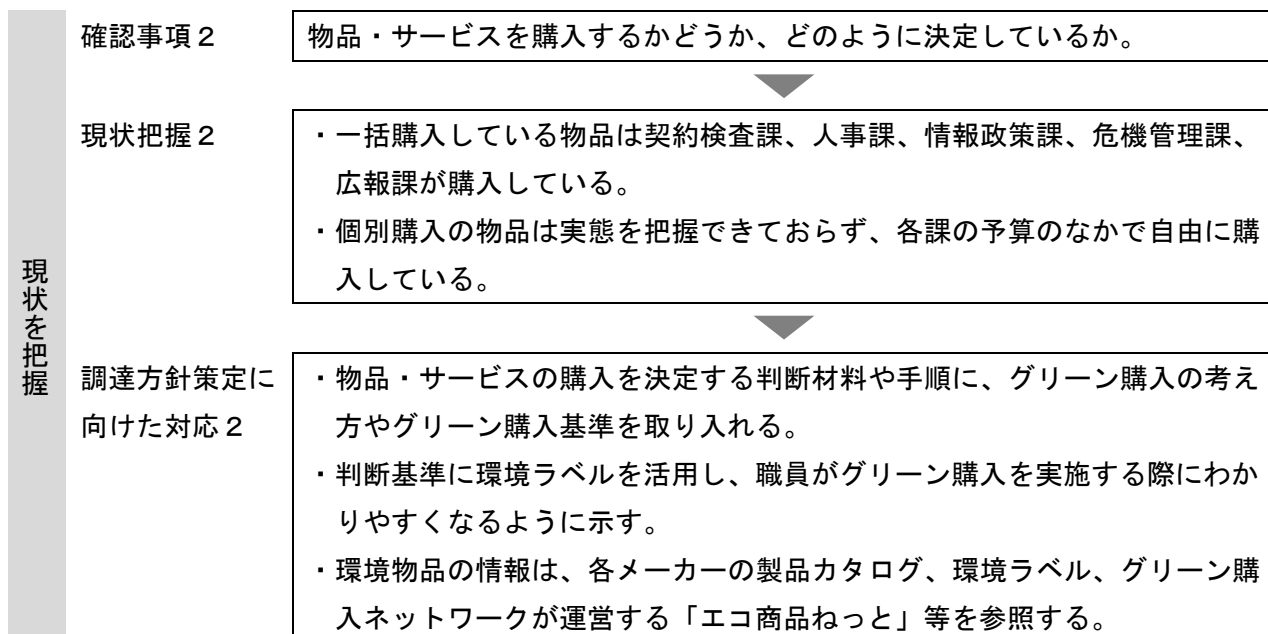
4. 3. 調達方針策定②ー調達方針を改定する

習志野市では、現状を把握した結果に基づき、グリーン購入の対象品目や調達基準の設定、運用方法、調達実績の集計方法、運用時の課題と対応方法を検討し、「習志野市グリーン購入調達方針」の策定を検討しました。

(1) 対象品目の拡大



(2) 調達仕様の見直し



調達方針を策定

調達方針

・調達に関する基本原則を定め、物品を購入する際には、その必要性を十分に考慮し、調達目的に支障のない範囲で環境負荷の小さい物品の購入に努める。

(3) 調達体制・手順の検討

現状を把握

確認事項 3

誰が物品・サービスを購入しているのか。

現状把握 3

・環境政策課、契約検査課、各課、会計課の役割を把握した。
・一括購入に該当する物品と担当部署、個別購入に該当する物品を把握した。

調達方針策定に向けた対応 3

・一括購入を行っている物品・サービスでは判断基準を仕様書に盛り込む。
・各課が自由に購入している物品・サービスではグリーン購入に該当するか判断する方法を調達方針に明記することを検討する。

調達方針を策定

調達方針

・調達方針に、各分野における判断基準のラベル・表示を明記した。

■一括購入する物品
トイレットペーパー、画像機器等、パソコン、オフィス機器（シュレッダー）、オフィス家具等（机、椅子）、携帯電話、家電製品（テレビ）、照明、自動車、消火器、その他繊維製品（旗）、災害備蓄用品、印刷（広報紙）、ゴミ袋

■個別購入する物品
コピー用紙、ティッシュペーパー、文具類、オフィス家具、オフィス機器、家電製品、エアコン、温水機器等、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、公共工事、役務

(4) 実績把握・公開方法

現状を把握

確認事項 4

調達実績はどのように把握しているか。現状はどうか。

現状把握 4

・一括購入品目の調達量の把握は可能だが、集計、把握を行っていない。

調達方針策定に向けた対応 4

・他の地方公共団体の取組を参考に、各課における伝票記入時のグリーン購入の有無の記録、四半期ごとの結果のまとめ等、報告する手法を検討する。

調達方針を策定

調達方針

・物品等購入時に品目別にグリーン購入の実施可否を記録できる集計表を作成し、各課より調達実績を環境政策課に報告することを検討する。

4. 4. 調達方針策定③—説明会の開催

習志野市グリーン購入調達方針の運用に向け、各課職員への周知を目的に、グリーン購入の概要、取り組む意義を中心とした説明会を開催しました。

4. 5. 関連資料

習志野市グリーン購入調達方針の検討

はじめに

気候変動による異常気象が市民の生活や経済等に与える影響がますます深刻化するなか、世界共通の目標として、2015年にSDGs（持続可能な開発目標）とパリ協定（長期削減目標）が採択され、2020年には、「2050年カーボンニュートラル宣言」が日本政府より表明された。

今日の私たちが直面している地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続可能な循環型社会に変革していくことが不可欠である。

そのためには、市民、事業者及び行政が、それぞれの立場において、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して調達すること（以下「グリーン購入」という。）に努める姿勢が求められる。

習志野市ではグリーン購入を推進し、持続可能な循環型社会の実現に資するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条に基づき「習志野市役所グリーン購入調達方針」を定める。

1 目的

市の事業者・消費者としての経済活動は大きく、環境に与える影響も大きいことから、本市におけるグリーン購入を推進することで、行政事務事業から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品又はサービスの調達とする。

（中略）